

日本老年社会科学会機関誌 編集委員会規程

- 第1条 日本老年社会科学会は、会則第5条第2号の規定に基づき、機関誌『老年社会科学』の編集・発行のために機関誌編集委員会（以下「本委員会」という）をおく。
- 第2条 本委員会は、編集委員長1名と編集委員若干名により構成する。
- 2 編集委員長は理事会の推薦に基づき、会長がこれを委嘱する。
 - 3 編集委員は、編集委員長の推薦に基づき、会長がこれを委嘱する。
- 第3条 編集委員長および編集委員の任期は3年とし、重任を妨げないものとする。
- 第4条 編集委員長は編集委員会を主催し、機関誌の編集を統括する。
- 第5条 編集委員長は、編集委員のなかから編集幹事若干名を任命することができる。
- 2 編集幹事は機関誌の編集上必要な業務を行う。
- 第6条 投稿論文は、2名の編集委員によって審査され、その掲載の可否が決定される。
- 2 編集委員長は、編集委員以外の者にも査読を依頼することができる。
- 第7条 投稿論文の投稿規定ならびに執筆要項、その他必要な施行細則は、編集委員会により別途定めるものとする。
- 第8条 編集委員長は年1回以上編集委員会を招集することができる。
- 附 則 この規程は1992年10月29日より施行する。
- 2 この規程の改訂は日本老年社会科学会理事会の議を経て行うものとする。
 - 3 本規程の施行時の編集委員長および編集委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、時期の役員改選時までとする。